

市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 市民サービスとまちづくりの拠点となる市役所新庁舎の整備を検討する際に、専門的な観点から有識者の助言を求めため、市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、専門的な観点から助言するものとする。

- (1) 新庁舎整備検討特別委員会における検討事項のうち、市長が必要と認める事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市役所新庁舎の整備を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野その他市長が特に認める分野の学識経験者から市長が委嘱する。

- (1) 都市政策
- (2) 都市計画
- (3) 都市防災
- (4) 地域政策
- (5) 地域経済

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会長の職務等)

第5条 有識者会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、有識者会議に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くこ

とができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、都市開発室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成30年1月12日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。